

周南中学生心得

中学生は義務教育の出口であり、社会人の入口です。以下には周南中生として、どんな場面でも認めもらえる望ましい姿や、全生徒が安心・安全に生活するために守ってほしいことを記してあります。中にはあいまいな表現や、心得に載っていない部分もあるかもしれませんが、周南中の校訓にもある「自主・協同・責任」を体現し、自ら考え、その場に応じた適切な行動をとることができるようになりましょう。

どうしても判断に困る場合は、保護者の方や先生に相談しましょう。生徒の皆さんがよりよい生活を送れるよう、最大限サポートします。「自主・協同・責任」を達成できるよう、力を合わせていきましょう。

1. 頭髪・化粧

- ① 中学生らしい清潔感のある髪型や眉毛にする。
- ② 身体への悪影響が懸念されるため、染髪やパーマ等、頭部に薬品を使用するものを禁止する。
- ③ 化粧をしたり、装飾品をつけたりしない。

2. 服装

- ① 制服は学校指定の標準型とし、正しく着用する。学生服とセーラー服のどちらを選択しても良い。
- ② 肌着は必ず着用する。ただし、制服や体操服から色や柄などが透けて見えないようなものにする。
- ③ 靴下の色は白・黒・紺の単色とする。ただし、ワンポイントは可とする。長さについては、式典、入試・進路関係など公の場ではくるぶしが隠れるものがのぞましい。
- ④ 制服で登校する。ただし、雨が降っていたり、雨が降りそうだと判断されたりする場合には準制服（体操服）で登校してもよい。その際は学校行事に備えて制服をもってくる。下校時の服装は制服と準制服（体操服）のどちらでもよい。
- ⑤ 校内での服装は、気温や健康状態、授業内容を各自判断し、適切なタイミングで着替えを行うこと。着替えは、各学年指定された教室を利用すること。
- ⑥ 雨天時は雨具（傘、レインコート、リュックカバー、長靴など）を着用する。長靴を使用する場合は、体育の授業に備えて別に外靴を持ってくる。
- ⑦ 日差し対策のため、帽子を着用してもよい。ただし、派手でないものとする。

3. 靴

- ① 外靴は通学、運動兼用とする。

外靴の種類

- ・白地に白ラインの運動靴
 - ・ローカットで、ひもで固定するもの
 - ・底が平らなスニーカータイプは不可
 - ・必ず記名をする
- ② 上靴は校舎内でのみ使用し、体育館では専用のシューズを使用する。また、清潔さを保ち、正しい履き方をする。かかとの外から見える位置に記名する。上靴を忘れた場合は、職員室でレンタル上靴を借りることができる。（必ず洗って返却すること）

4. カバン

- ① 登下校時は、学校指定のスクールバッグ（リュックタイプ）を背負う。ただし、自転車通学者はリュックを荷台にくくりつけても良い。
- ② スクールバッグに入りきらない荷物がある場合は、サブバッグ（学校指定、手提げ式）を使用しても良い。ただし、部活動の道具を入れるバッグについては、部活動で許可されたバッグを使用しても良い。
- ③ バッグにつけてよいものは、各バッグにつきお守りかキーホルダー1つとする。

5. 防寒具

- ① 登下校時は、手袋、マフラー（ネックウォーマー）、耳当て、帽子（ニット帽）を着用してよい。ただし、派手でないものとする。これらは昇降口で着脱する。
- ② 登下校時はコートやウインドブレーカー（上下）を着用してよい。ただし、中学生らしく、派手でないものとする。また、教室のロッカーやバッグに入る大きさのものとする。これらは、教室で着脱する。ウインドブレーカーを着用する場合、その下は準制服でもよい。
- ③ 制服や準制服の下にセーターを着用してよい。ただし、単色で、派手でないものとし、見えないように着ること。
- ④ 防寒用の機能性インナーは上下とも着用してよい。ただし、単色で、派手でないものとする。なお、体操服の時には、見えないようにすること。
- ⑤ 防寒用にタイツ（足首までのものも可）を着用して良い。ただし、単色で、派手でないものとする。

6. 自転車

- ① 登下校時の自転車は前にかご、タイヤに泥除け、両立スタンドがある、安全なものを使用する。ただし、派手でないものにする。ドロップハンドル、カマキリ型ハンドル等、安全上危険のあるものは禁止とする。
- ② 購入時の状態から変形（改造）しない。
- ③ 登下校時はヘルメットを必ず着用する。
- ④ 自転車通学登録書を必ず提出し、鑑札シールを後輪の泥よけに貼ってあること。
- ⑤ 自転車保険に必ず加入すること。
- ⑥ T S（自転車の交通安全）マークのついた自転車であることが望ましい。
- ⑦ 指定された場所に整頓して駐輪し、必ず施錠する。
- ⑧ 自転車通学者は雨天時、レインコートを着用する。

7. その他

- ① 学校生活に必要なもの、携帯電話・スマートフォン等の通信機器、金銭、危険物は学校に持ってこない。どうしても持ってこなければいけない事情がある場合は、担任と相談の上預け、下校時に受け取る。集金等で学校にお金を持ってきたときは、必ず朝のうちに担任に提出する。また、事務室前の公衆電話を使用するための小銭は持ってきても良い。
- ② 年度初めの通学区会で決められた通学路を通り、登下校中の寄り道、買い食いなどはしない。
- ③ ベランダには出ない。
- ④ 他学年のフロアやほかのクラスの教室に用が無いのに立ち入らない。
- ⑤ 制汗剤やリップクリーム、日焼け止めは無香料で色のつかないものならば使用しても良い。ただし、スプレータイプは使用しないこと。また、水泳の授業においては、教科担任の指示に従うこと。

上記内容に対する違反や問題行動があった時の対応や措置の例

- ・違反（問題行動）を発見後、関係する教師が生徒から事実関係を確認し、指導をする。
- ・保護者に連絡をして、相談した上で対応を決める。
- ・期限を決めて違反を正すようにする。
- ・不要物は教師が預かり、保護者に返却する。
- ・違反（問題行動）の内容によっては、別室指導や自宅学習、警察への通報の措置もある。